

# 不正行為の告発から認定までの手続き（概要）

## 告発等の受付

- ・公正な研究活動確保のため「公正研究総括責任者」「学術研究部会」設置
- ・不正行為の告発等の窓口を事務局（研究・学術情報部研究推進課）に設置
- ・何人も窓口を通じて顕名により告発を行うことができる。
- ・学長は告発の有無にかかわらず、予備調査の開始を命じることができる

## 予備調査

- ・予備調査は、公正研究総括責任者が必要と認めた「予備調査者」で実施。告発に係る書面に基づき不正行為が行われた可能性、告発理由及び内容の合理性、調査可能性等の有無について調査、結果を学術研究部会に報告
- ・学術研究部会は、「本調査」を実施するか否かを決定（告発受理日から概ね 30 日以内）し、結果を告発者等に通知

## 本調査

- ・公正研究総括責任者は、本調査の開始等を告発者及び被告発者に通知。調査委員の構成に異議がある場合は、窓口を通じ公正研究総括責任者に異議申立てを行うことができる（通知後 7 日以内）
- ・本調査は、半数以上の学外者を含めた「調査委員会」で実施。不正行為の有無及び程度について調査する
- ・被告発者に対し弁明の聴取を行う
- ・学長は、調査に係る一時措置とし、当該調査に関する研究に係る研究費の執行停止を命じることができる

## 認定

- ・調査委員会で不正行為の有無及び程度について認定（本調査開始から概ね 150 日以内）  
告発が悪意である場合にはその旨を認定（告発者に弁明の機会を付与）
- ・調査委員会は、本調査の結果を学術研究部会に報告、公正研究総括責任者は告発者及び被告発者に通知

## 不服申立て

- ・認定に不服がある告発者、被告発者は、公正研究総括責任者へ不服申立てが可能（通知を受けた日から 10 日以内）
- ・調査委員会は、不服申立ての審査（申立ての内容によっては学術研究部会が別に指名する者が審査）の結果、再調査の実施を決定した場合には、再調査を行い、結果を学長及び学術研究部会に報告（再調査開始から概ね 30 日以内）
- ・公正研究総括責任者は再調査の結果を告発者及び被告発者に通知

## 措置・公表

- ・学長は、認定の結果、不正行為または悪意に基づく告発が認められた場合には、懲戒処分、研究資金の返還要求、研究打ち切り、研究成果取り下げの勧告、刑事告発等の適切な措置を講ずる
- ・不正行為の存在が確認された場合には、原則、当該調査結果の概要（特定不正行為に関係した者の氏名を含む）及び講じられた措置の内容等について公表（悪意に基づく告発についても同様）

### 【文部科学省等への報告】

特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省及び当該研究の配分機関に報告